



追放漫談

北 吟 吉

一、漫談の楽しみ

僕は元來書齋生活に馴れてゐるので、追放中は生活に窮屈を感じる点もあるが、読書の機会が多い。しかし、浪人はしてゐても各方面の来客があるので漫談の機会も多い。エマソンの論文に "Society and solitude" 社交

と孤独」といふ名論文があるが、僕の現在の生活はこれら二つのものゝ交替である。僕は廿四歳の時早大を出て五年間田舎と東京で中学校の先生をやり、廿九歳の時母校に帰つて教鞭を取つたが、教授の傍ら丁抹のヘフディ

ング教授の「近世哲学史」二巻を独訳から日本訳にする爲めに四年の歳月を費やし、之が終つて大正六年始めて永井柳太郎、大山郁夫の両先輩の勧めで「日本社会学院」主催の公開講演に出演し、更にこの年永井君の爲めに大山と二人で金沢へ選挙応援に出掛けた。大正七年九月洋行する迄一年間盛んに評論を書き、「哲学より政治へ」と「光

は東方より」の二冊の単行本を公にするに至つた。何れも大正六年の公開講演が契機となつたもので、評論も演説も計画的に企てたものではない。従つて読書が何よりの趣味である。昭和十一年始めて議會へ出たが、之も僕が評論で主張してゐたことを幾分でも実現し度いと考へたまで、いはゞ議會生活は評論生活の延長に過ぎなかつた。趣味は依然として評論や演説よりも読書にある。従つて政治生活が多忙で一日一時間でも読書をしないと一日を無駄に過したやうに気がとがめる。

昭和廿二年六月追放となつてから、再び読書と漫談の生活に歸つた。占領下、殊に追放の身では、思想に自由があつても、表現に自由はない。この表現の自由のない所には、却つて読書と空想の自由があり、心田大に豊饒になつた気分がする。

偶々「日本及日本人」の記者が来て

何か書けといふので、追放の身では現代と未来を論ずることが出来ないが、過去を自由に論評することが出来る。それで「小川平吉翁」の回顧を前号に書いた。これから記憶と過去の記録を辿つて、戦時中の議會のことを書き、また戦時に活動した松岡洋右や石原完爾などについて書く積りである。僕の筆は遠慮のない方であるから、時局便乗者には辛辣に当るかも知れぬが、時局の真相を伝える上には止むを得ない。狙ひは「日本及日本人」が識者に重ぜられれば宜しいので、天下國家の爲めなどではない。日本をこんな様に落ちおれさせたのは、頭の悪い奴が天下國家などゝ騒ぎ過ぎたからである。善男善女の数が減つて、志士気取りが殖えるのは、國家の乱兆である。エチケツトを解する土佐犬ともいふべき気の強い吉田総理が未だ本音を吐かぬのに、芦田、鶴見等が再軍備などゝ吼え

立てるのは、動員は先づ娘子軍からといふ感なきにしも非ずである。

何しろ追放が二十万もゐたので、最近一万ばかり減つたとはいへ、これ等の人々の生活様式は、十人十色、百人百色であらう。憤慨する者、悲觀する者、意氣阻喪する者、疲弊困憊する者、營養失調の者、棄て鉢の者、密かに赤に欲を通ずる者、闇屋で大金を握つた者等、追放者の種々相があらう。僕なども売り喰ひ、売り飲みで、当分は何とかなるが、読書と漫談の末がどうなるかは、日本の末が案ぜられると同様、独り神ぞ知るのみであらう。「明日のことを思ひ煩ふこと勿れ」とはキリストの教であるが、今や世界の全キリスト教徒が明日を思ひ煩つてゐるではないか。

元來追放といふのは、いつ頃から始まつたかといふと、クロムエル時代から始まり、米國南北戦争後にも行は

れ、ナチス政権後はユダヤ人の公職追放を盛んにやつた。善い事も、悪い事も、歴史的に遺伝し、地理的に普及するものである。ソ聯やその衛星国では肅清といふが、之は追放と異なり、博徒の「仕末」と同様、あの世への追放である。日本で追放の語が用ひられたのはいつ頃かは知らぬが、これは「お所拂ひ」の意味である。秋田藩の佐藤信淵がお所拂ひになつて、読んだ歌がある。

逃水の逃げ隠れても国を想ふ

世の追放者をあはれとぞ思へ
信淵の追放は職業の自由があつても居住の自由がないので、今日の追放に居住の自由があつて職業の自由がないのと反対である。

僕の追放は昭和廿二年六月廿六日の日附である。而も所謂メモランダム・ケースといふ物々しいものである。理由は僕の主宰してゐた雑誌「祖国」が

支那事変発生時から大東亞戦勃発までの間、幾多軍国主義的、極端国家主義的論文を掲載してゐるから、主宰者は之に責任を負ふべきもので、爾は好ましからざる人物なるが故に公職から追放するのみならず、将来も公職に就くことを禁ずるといふのである。

この片山内閣総理大臣からの通告に對しては非常に不満を感じた。日本の雑誌は読んで字の如く雑である。雑なる以上は右も左も、白も赤も乗る。この理由では納得致し兼ねた。僕はいかうも考へた。雑誌の持主はアパートの所有主のやうなものだ。間借りの連中から、スリや強盗が出たからとて、さうして此等が罰せられたとて、アパートの所有主に罪が及ぶ筈はないではないかと。僕は自分の書いた論文と自分の編集方針についてのみ責任を負ふべきものだと思へた。又軍国主義とか極端国家主義といふが、政府もその筋も此

等の定義すら与へていない。定義も与へないで、人間を罰するのは、刑法の条文で悪人は所罰すといふ一ヶ条で罪を断ずるに似てゐる。近代の罪刑法定主義に背くとも考へた。更にまた考へた。僕が「祖国」の主宰者たることは始めから明瞭であり、昭和廿一年春の選挙即ち終戦後第一回目の選挙の時の調査でパスした者を第二回目の選挙後になつて該当事として追放すること、は、一事不再理の近代法理に悖ることも考へた。先達ての追放解除の時も考へさせられた。終戦後第一回の総選挙前に追放された者が昨秋解除され、而も終戦後二回も選挙を許された僕は罪ありとしても罪軽き筈なるに解除されないのは不公平であると考へた。現に支那事変以前からの代議士で、終戦後二度も選挙を許された後に追放された者は、平野力三、林兵馬、松本治一郎及び僕の四人しかない。ところが平野、

林の二君は解除され、松本と僕とだけが残つて居る。勿論此等四人の内僕のみが、メモランダム・ケースであるにせよ、松本と僕とのみが残つてゐるは少々不思議であるとも考へた。更に又考へた。戦時中翼賛会に反対し、翼賛議員同盟に招かれず、院内団体「同交會」を結成し、同志は十七年大東亞戦後の推薦選挙に全員非推薦となつた爲めに大抵は落選したが、多くは追放を免がれ、戦後の政界の指導者は皆此等の同志から出てゐるのに、「同交會」員中嶋山、牧山耕造(元海軍政務次官)宮脇長吉(元海軍大佐)及び僕の四人のみが追放されて居る理由を知るに苦しむ。宮脇は職業軍人としての枠内にあるから止むを得ぬとしても、元海軍政務次官松山常次郎、岡岡竹次郎、元陸軍政務次官宮沢胤勇が昨秋解除されたのに、同交會員の非推薦候補の牧山のみがなぜ解除されないか疑問に堪へ

ない。更に根本的に考へて見ると、ポツダム宣言の第六項に何とある。「日本国民を欺瞞し之をして世界征服の舉に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は永久に除去せられざるべからず」と。僕は昭和十六年十二月八日、大東亞戦開始の日九州にあつた原口初太郎代議士(中将)と共に台湾に遊びに行く積りで、東京発の汽車に乗つた。僕の両側には元聯合艦隊司令官山本英輔大將、及星島次郎代議士がゐた。大阪行の汽車の中で新聞号外で戦争の開始を知つた。山本大將も大に驚いた。人を欺瞞して戦争をやらせたならば、開始の日くらいは知りさうなものである。寧ろ我々はだまされた方ではないか。僕は追放された昭和廿二年六月から昨年暮れまでは以上の如く考へ、其筋の所置と日本政府の処置に不満を感じた。

た。迂闊極まるといつてもよい大誤解であつた。僕等は一途に「ポツダム宣言」や「カイロ」宣言のみに着目してゐたからである。此等の宣言では財閥解体も、独占禁止も、財界追放もやれない。万事は降伏後に於ける米國の対日政策即ち占領政策から来るものであつた。之に依れば、二十万は愚か、五十万でも、百万でも追放し得るのである。軍事予算に賛成した者ならば尾崎行雄でも片山哲でも戦時中の議員は独り残らず追放しても文句のいひやうがない。紫雲莊の橋本徹馬なども、幾種かのパンフレットを出して、追放問題を論じてゐるが、何れも「ポツダム」宣言を楯に取つてゐるので、ピントが外れてゐる。僕も昨年の暮までは追放について大に憤慨してゐたので、廿三年中央公職委員から「その筋の命令ありお伺ひするが貴方は今頃何をしておるか」との問合せあり、「我が輩の追放

は天火共に許すべからざる滔天の罪惡につき、講和後は「敗戦国民の基本的人權につきて」の大論文を起草して世界の輿論に訴へる、今は準備中なり」と答へたほどである。

然るに、僕は偶然年末に先に寄贈を受けてゐた堤倉次——故広田弘毅の靴持ちであり、市會議員でもあつた——靴のパンフレットを繙いたら、「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」といふ項目があつて、之を読んだら一切が釈然とした。このパンフレットは昭和廿一年八月に出たもので、幣原さんと尾崎さんの序文がある。僕はこのパンフレット中の「ボツダム宣言」と「カイロー宣言」の分は度々利用したが、対日方針と称する占領政策の部分は見なかつた。之を昨日先輩に話したら、矢張り知らぬといふ。実は之を知らなかつたから、僕もこれまで不平満々であつたし、政界の大物の某先輩もたぎ

り立つ不満を持つてゐたのである。従つて、現在二十万に垂んとする追放者の安心立命の爲めには、この初期の占領政策は反復玩味する必要がある。僕は之を一読して、実に光風霽月の気持ちになつた。さうして新年は大いに愉快に祝へた。さうしてこゝにいふ句を作つた。

◎ 初日の出富士も此の身も異状なし。

◎ 酒飲んで書読み暮す年の瀬も

◎ 年の始めも我れにあらなく。

◎ きりぎりすばがらかに鳴きし
日は過ぎて

◎ 箕虫のみぞ静けく安く。

◎ そうして再軍備など、騒ぐ奴には

◎ 初春や太刀取り出せ蒙古來
と書き送つた。

然らば「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」とは何であるか。これは降伏後の日本に對する初期の全般的政策に關し、國務省、陸軍省及海軍省に依り共同に作成せられ、降伏の年の九月六日大統領の承認を得た聲明である。本文書の概要は八月二十九日「マッカーサー元帥」に對し書信を以て通達せられ、九月六日大統領の承認を経たる後伝書使に依り同元帥に送付せられた。その内の追放に關する部分を引用する。

第一部「究極の目的」内のB項中の「軍国主義者の権力と軍国主義の影響力は日本の政治、経済及社会生活より一掃せらるべし」

第三部「政治」内の(一)中の「軍国主義並に好戰的國家主義の積極的代表人物たりし者は公共的職務並に公的又は重要な私的責任ある如何なる地位よりも排除せらるべし」。「軍国主義並

に極端なる國家主義の代表的人物たりし者は凡て監督的及教育的地位より排除せらるべし」

以上引用せる第一部B項、第三部(一)項の規定に依れば、「ボツダム宣言」にある「日本國民を欺瞞し之をして世界征服の舉に出づるの過誤を犯さしめたる者」の追放とは異なつて、範圍が非常に廣くなつて、戦時中の重だつた日本人は大抵追放出来る。占領政策に於ては軍国主義とは何ぞや、極端國家主義とは何ぞやの定義はないが、大東亞戰爭其物が日本側の軍国主義的、國家至上主義的、排他的、獨善的國家主義的侵略意圖から生じたと認めれば、この侵略戦争に片棒かついだ日本人ならば、飛行機献金をやつても、公債を買つても、貯金に骨折つても、増産に精進しても、侵略戦争協力者として、公職追放がやれる。町村長や武徳會役員や銀行の幹部などの追放は、斯く解

釈するの外はない。「ボツダム宣言」のやうに國民をだまして戦争させた者を追放するといふのは雲泥の差がある。二十万も追放されたが、この廿万人が日本國民をだまして戦争させたとなると、米國が真珠灣で不意打を食ふ筈はない。しかし、戦争が起つた後に、好戰主義的になつて、即ち敗北主義的ではなく、ひたすら勝つことを求めた者は、二十万どころか、幾千万人にも達するであらう。従つて、追放は「ボ宣言」から見ると行き過ぎでもあらうが、占領政策からいへば、行き足らぬともいへやう。昔時は戦勝者は敗戦者を盛んに虐殺したのであるから、廿万の追放くらいでは大に寛大ともいへる。僕はこの基本的占領政策を読んでから、自分の追放などは憤慨せぬやうになつた。

公職追放については、自分は了解して憤慨しないが、所謂政治活動の禁止

については、未だに腑に落ち兼ねるところがある。時勢が時勢であると諦めもするが、政治哲学の研究者としての僕の理性が納得しない。占領政策を批評したり、反抗したりすることは如何とも出来ない。第一、何が政治的活動であるか。アリストテレスは「人間は政治的動物なり」といつた。果して然らば、一切の政治活動を禁止されることは政治的動物たることを禁止されることで、人間たることを止めることになる。檜橋渡は追放者を評して「格子なき牢獄の囚人」といつたが、囚人も人間であるから、これ以下となつて、單なる動物に成り下ることを意味する。唯動物と異なるところは、英人の城廓と稱する家庭内で漫談の快を貪り得ることである。洪川和尚が「人無きに私語す、その賤しきこと鼠の如し」といつたが、漫談には多少の相手があ

るので追放者も鼠以上である。

追放の際は「好ましからざる人物」といふ言葉が用ひられる。この「好ましからざる人物」といふのは、軍国主義、好戦主義、極端国家主義などよりも意味が漠然としてゐる。全然主観的のものである。追放解除を求める連中が、自分は「好ましき人物」であるなど、百方辯明をやるなどは、犬も喰はぬ下劣な人物である。女に振られ通しても、新調の洋服を着込んで美顔術を施して、何とか見直して呉れると頼み込むやうなものである。俗語に「いやと知らぬにや手が附かぬ」といふのが僕の田舎にあるが、「好ましからざる人物」と銘打たれたら、縁なき衆生と諦めるに限る。しかし、好き嫌いの相手の氣の変わることもあり得る。嘗て英国の宰相パーマーストンは「英国は永久の与國を有せず、又永久の敵國を有せず」といつたが、六年前の敵國

日本が近く米國の友邦たらんとし、反對に嘗ての盟邦ソ聯が現に米國の仮想敵國となつてゐる。昨是非、朝三暮四、今日「好ましからざる人物」が明日「好きでたまらぬ人物」となるかも知れない。名前は忘れたが、昔或る支那の天子が寵姫から食ひさしの梅を与へられて、「汝の口を忘れて我が口を思ふ」と褒めたが、寵姫えて離縁する時には、「汝は嘗て朕に食ひさしの梅を食はした」と叱つたといふ。男心と秋の空といふ奴である。現に前掲の初期の対日基本政策第三部に「政治的理由により、日本当局より不法に監禁せられ居る者は釈放せらるべし」に依つて、徳田球一、志賀義雄等は占領軍に依つて、釈放せられたが、徳田などは今や地下に潜つて居る。

序に追放とは關係のないことであるが、國際關係は變転常ないことの一例として、右の対日方針第二部聯合國の

権力第一項軍事占領中に左の文句がある。「右占領は日本と戦争状態に在る聯合各國の利益の爲行動する主要聯合國の爲めの軍事行動たるの性質を有すべし、右の理由に因り対日戦争に於て指導的役割を演じたる他の諸國の軍隊の占領への参加歓迎せられ且期待せらる」といふのがある。實際は英軍（濠洲軍）だけが参加したが、以上の文句からいへば、ソ軍も中国軍も占領参加が歓迎され期待されたのである。然るに今や、共産軍が日本にでも来やうものなら、世界戦争も辞せずといふのが、米國の鼻息である。僕は戦時中に書いた「戦争の哲学」なる著作中に、多数の國家群が参加した大戦争は、戦後戦勝國同志の争が深刻になるのが歴史の示すところだと述べてゐるが、僕の哲學的達観は實際政治家の政局観などよりは常に的中する。

以上、漫談が少々長過ぎたが、之は

二、私權擁護の法廷闘争

占領政策の批判など誤解されては困る。之は占領政策の正しき解釈、齒にきぬきせぬ解釈で、占領下にある日本人、殊に占領政策に苦しんでゐる不幸の人々の安心立命の料とせんが爲めである。実は僕も昨年末、この今や幾分陳腐になりかけてゐる占領政策を知つて、不平どころか、大安心、大満足の境涯に達した。胡来らば胡現じ、漢来らば漢現すの自在底に到達した。臨濟禪師の奪境不奪人の隨所に主となる東洋的境涯は折角日本に来たロックフェラー三世の文化交流の企ても如何とも爲し難いことを悲しむ。僕昨今の境涯は白樂天の詩に尽してゐる。曰く

蝸牛角上何事をか争ふ。

石火光中此の身を寄す。

富に随ひ貧に随ひ且つ欲樂す。

口を開いて笑はざるは是知人、米ソの抗争も蝸牛角上の争と見れぬことはい。

僕は如何に公職追放になつてゐても、個人としての私権は飽くまで之を擁護しなければならぬと信ずる。勿論追放が其の筋の覺書に依るものである以上は、内心は如何に考へやうとも、その追放の是非善悪を問題にすべきではないと思ふ。しかし、追放の結果を招くに至つたことについて、日本側の公務員の取り扱いの手續について、不当又は不正の点があつたならば、断じて之を看過することは出来ない。最近元代議士木下郁から昨秋の特免訴願委員会の内幕曝露の文書を僕にも送つて来たが、実に戦後の公務員のだらしないさは言語に絶する。民主主義、自由主義万能の今日、國家、社会に奉仕すべき公務員が、封建時代の切り棄て御免式、首切り浅右衛門式の態度を取るこ

とは用捨がならぬ。戦時中翼賛会成立後、所謂推薦選挙制なるものを案出して、推薦委員会なるものが、東条の手先となつて、古手軍人や、古手官吏を網羅して、勝手に推薦候補を定めてゐたことが、今日世論の非難の的となり、推薦候補であつた者も、自分は別に推薦を求めなかつたとか、推薦されなくても当選は確実であつたとか、新推薦候補と比較して差別待遇を受けて大に圧迫されたなど、辯明がまじきことを述べて廻る醜態が演ぜられてゐる。此等は何れも今日世間の批判と本人の良心の苛責を受けて居る筈である。

これと同様、敗戦後の時局便乗者が、其の筋の威光を背景にして、虎の威を借る狐の如く、良民に対して不埒

を働いた者は、講和成立後、日本が自主権を獲得した後は、辛辣な批判を受けることは、今日から充分覚悟が要る。

公務員の不法行為については、旧憲法でも行政裁判で損害賠償の要求も出来、或る程度の私権の擁護の途もないではなかつた。殊に新憲法第十七条には「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところに依り、国又は公共団体に、その賠償を求めることが出来る」と規定してある。この規定の成立には、僕が当時自由党の憲法改正委員会委員長として主張したことが原因になつて居ることは、議会の速記録を見ても明かである。元來僕がこの規定を要求したのは二つの理由がある。その一は、僕が大正七年ハーバート大学で憲法を研究してゐた時読んだコロンビヤ大学の政治学の教授、パーゼス氏の「政治

学と比較憲法論」(一八九〇年版)を読んだが、その内に、市民の自由がどの程度に保証されてゐるかを、英、米、佛の憲法を比較すると、米國憲法が第一である。なぜかとなれば、憲法に個人の自由を如何に保証する文句を列べてあつても、自由が侵害され蹂躪された場合に、如何に具体的に保障するかの規定されてない限りは、名目上の自由の保障は無効であると書いてある。僕は日本の憲法改正の時、之を思ひ浮べた。ところが、新憲法の政府提出の草案には、公務員の不法行為に対する民権保護の規定がない。之はいけないと考へた。第二の理由は、僕の委員長時代に、憲法改正について各方面からの意見書が来たが、その中には大に見るべきものがあり、殊に公務員の不法行為につきこの国又は公共団体に賠償を求めめる投書があつた。僕の憲法顧問であつた、浅井清、吉田久両

博士共、この項の挿入に賛成したから、僕は本会議で主張し、小委員会でも主張して、之が採用された。ところが、僕は公務員の不法行為について法廷へ持ち出さなければならぬ事件が起つた。それで現在国を相手取つて訴訟を提起してゐる。商鞅法を作つて自から法網にかゝつた例があるが、僕の場合は、自から作ることに寄与した法網に国をかけやうといふのである。僕は商鞅より役者が一枚上だと思ふ。

一体僕は訴訟などは大嫌ひである。僕は選挙違反の嫌疑や流言蜚語の嫌疑や不穩文書配附の嫌疑やで、從來數回検事や憲兵や警官に調べられたり、叩き込まれたりしたが、一度も罰らしい罰は受けたことはない。裁判所では一度民事で争つたことがあるが、仮処分だけで十年もかゝつて、和解で僕に有利に解決したことがある。この経験から裁判といふものはスローモトのもの

で、短氣な自分は進んで之を利用しようなど考へたことはない。しかし、今度といふ今度は勘忍袋の緒を切つて、国を相手に裁判事件を起した。僕が新憲法に抑入を要求して成功した案文のテストケースともいへる。嘗て徳田球一に各派立合演説会で会つた時十八年も監獄にいて能く病氣にならなかつたと聞いたら毎日看守と喧嘩する、さもなくば生きていられないといつたが、僕も生き長らへる爲めに闘争する積りはないが、闘争は追放生活の單調を破る効果はあらう。

事の起りは左の通りである。昭和廿二年四月の終戦後の二度目の選挙の際、言論関係の人々は、芦田、石橋、石井、石山や僕等について中央公職適否委員会の議が仲々纏らぬことを聞いたから、以上の諸君のやうに仮確認書で立候補するのは面目くないのみならず、僕のやうな貧乏候補がなけなしの

金で立候補し当選後直ちに追放では割に合はぬから、勝敗を一挙に決する積りで、中央公職適否委員を止めたばかりの樋貝詮三に雑誌「祖国」他、幾種のパンフレットをくるめて計十八冊を委員会に提出して判決を求めた。僕に有利なものも不利なものも一緒に出した。僕を調べた主査は大河内一男であつたさうだが、この男は左翼系の学者であることは承知してゐたが、一面識もなかつた。然るに同君は僕の雑誌は悪くないと主張したので、四月二日同委員会では僕は非該当と決つた。さうして新潟県第一区で立候補して第一位で当選した。病氣を押してやつたので、選挙後熱海に静養してゐたが、血沈九十といふえらい衰弱で医者が驚いた。

何も知らなかつた。その後、総司令部から、終戦連絡事務局を通じ、中央委員会へ僕を追放すべしといふ、悪質投書があつたといふことを或人から伝聞した。僕の氣象として頭を下げて委員事務局へ出頭して之を見せて貰ひたいともいへない。樋貝君に之を見てもらひたいと頼んだ。樋貝君は委員会の太田事務局長に話したら、「北さんのところへタイプにして送る」と快く答へたとの事である。病氣ではあつたが、早く之を見て弁明したいと思つてゐた。ところが太田は之を送つてよこさない。十日位も立つた。僕は之に答へなければ、総司令部はこの投書を信じて、例の覚書でも出されては大変だと思つて、太田のところを訪ふた。ところが、太田は快く貸してくれぬ。之を見たから仲々念入りの中傷がある。

元來日本人は密告癖がある。僕が昭和七年二度目の渡米の際カリフォルニ

ア州バサデナのビーン君の家に二ヶ月滞在した。ビーン君は松山で中学の先生をした牧師であつた。奥様も有名な朝鮮総監であつて在日四十年といふニユーウエル師の娘さんで日本で育つた人である。夫妻共日本及日本人に理解があるが、主人は僕の滞在当時ロスアンゼルスロサンゼルスの官吏であつたが、在留日本人には立派な人が多いが、密告癖は世男第一だといつて、不思議があつてゐた。僕に対する中傷的投書は何人かは知らぬが実に念入りのものであつた。中傷の主なるものは、(一)兄一輝が猶存社を起した時、哈吉は重要メンバーとして活動したとある。僕は正七年渡米し、四年半も外国で暮した。猶存社は正八年の創立で、僕の帰つた時は、既に消滅してゐた。(二)北は「日本新聞」の幹部であつたが、大川周明の雑誌「日本」と兄弟分であると書いてある。大川の「日本」などは僕

はもらつたこともないし、大川は小川などは政党ボスとして相手にしなかつたし、小川も大川は国家社会主義者として嫌つてゐた筈である。(三)僕は笹川良一、鹿子木員信、井田蕃楠、葛生能久、菊地武夫、古野伊之助等と親交あり、同志であると書いてある。成程此等の諸君と大川は当時集鴨の住人であつた。此等の諸君と北が親友ならば、北も集鴨へ入れてもよさうな筆致である。以上の諸君の内では、鹿子木、井田は会つたこともないし、古野とは一回、菊地とも一回、葛生とは数回会つただけである。その外、僕の論文を色々引用し、是非とも追放しなければならぬやうに書いてある。

僕は直ちに論駁しようと思つたが、利用すべき材料は多く中央委員会に出して丁ひ、如何ともすることが出来ぬ。不完全ながら色々材料を集めて、数万円も費つて、英訳させて、之を司

令部に送らうとしてゐた時に、五月下旬、例の覚書が中央委員会へ来た。太田が早く投書を見せたら、弁明が間に合つたかも知れない。送るといつて送らなかつたのが、彼の怠慢であるか、作爲である。

そこで一度追放になつた上は止むを得ない。悠々と材料を集めて、訴願をやらうと考へて中央委員会へ度々行つて前記十八冊の返還を求めた。言を左右にして返還しない。僕が余り催促するものだから、太田も司令部の塚原太郎といふ二世に電話をかけ、絡連の角田といふのを呼んで、僕を司令部へ案内させた。この時は太田は自動車を買して呉れた。

司令部のネビア少佐の室へ行つて、角田の紹介で塚原に会つた。塚原は諸処を探したが見当らない。さうして、調べ終つた以上は誰かに返した筈といふ。この旨ネビア少佐に話したら、少

佐は追放者は此の室へ這入つてはならぬといふ。委員会にはないといひ、司令部は返したといふ。角田も或は返つて居るかも知れぬと、僕を案内して外務省へ行つて諸所を探したが見当らぬ。後廿二年の九月頃中央委員会へ催促に行つたら、三冊だけ返した。これだけしかないといふ。此等の三冊には「御用済の上は御返済を乞ふ」と附箋が附いて居る。従つて僕としては、司令部は他の十五冊は返した筈と思つて返還を要求しても委員会の役員は知らぬといふ。

僕の如き、生涯を言論文章で暮した者は、議会人には殆んど稀れである。支那事変から大東亞戦までの文章や演説を報告せよといふが、演説数百回。文章数百篇、聴衆が何人、会場が何処演題が何、主催が何人などと報告せよなど、いつたつて正確に答へることは不可能に近い。之に答へるには、文献

がなければならぬ。然るに、この文献を中央委員会の役人共は返さない。遂に廿三年の春が来た。ドレーパー陸軍次官が来て、訴願文は四月十五日限りに出せといふ。僕には依然として訴願の材料はない。然し、選挙区のファンに對しても最善を尽さなくてはならぬ。丁度肺炎に罹つて一時は危ふかつたのを直つた病後、間に合せの材料で訴願文を作り、英訳をさせて之を読む暇もなく、最終日に友人の石坂豊一参議院議員に頼んで訴願委員会へ持参に及んだ。この英文にも幾万円か要つた。文献の多いことは、議会人中僕が第一だからである。ところが、民政局次長ケイチス君は覚書該当者は解除出来ぬといはれたことである。之は法廷で訴願委員会の役員の上証である。

法廷では、僕側の辯護士は、同郷の友人、後藤伝兵衛辯護士、前第一辯護士会長伊勢勝造、吉田久博士、島田武

夫博士等が僕と友人の關係で努力して呉れてゐる。委託物返還要求兼損害賠償要求である。電車の中で野坂参三に遇つて此の話をしたら、十八冊の内一冊や二冊無くなることはあらうが、十五冊も無くなることは不思議だ、折角おやりなさいと僕を激励した。田中隆吉少将は北さんの追放は共産党の策動ではなく、社会党左派の陰謀だといつた。兎に角不可思議千万ではある。

相手は法務庁である。代理人の或者は、総理庁が焼けたので、書類はなくなつたといひ、之は事実相違で取り消した。次は國家に提出した書類は提出者が所有権を主張した事実のない限り國家の所有だといひ、之も後には主張しないやうになつた。最後には、司令部にやつて、司令部で無くなつたのであるから、返還出来ないのは不可抗力であるといふ。法務庁で書類で司令部に請求しないから、僕代理の辯護士は

連名で民政局長官ホイットニイ少將に
 伺書を出した。書類を配達証明で出し
 たが返事は来ない。友人が司令部に
 出張して事情をたゞすと、日本側が何
 日何冊の書類を届けたという記録がな
 いのみならず、塚原が解職されてゐな
 いから、調べやうがないといふ。僕と
 しては、政府側が、司令部へ渡したと
 いふ立証のない限り、紛失は不可抗力
 ともいへず、又公務員が充分に力を尽
 し誠意があつたとはいへない。太田の
 如きは、僕に対する投書をダイブして
 送ると樋貝にいひながら、送りもしな
 かつた。又法廷では、自分が北さんを
 案内して司令部へ行つて塚原に会はせ
 たなど、平気で嘘ついてゐる。角田と
 僕とがネピア少佐の室へ行つた時、追
 放者立入り禁止といはれた者が二度と
 行ける筈があるか。太田のやうな嘘つ
 きが公職審査事務局長を勤めてゐたと
 考へると流石はアブレゲールである。


吉田総理も飛んでもない者を要職につ
 けたことになる。太田は今日では、堂
 々たる日本銀行の理事で、而も貸出し
 の主任ださうである。日本銀行が伏魔
 殿にならないことを希望する。
 僕は思う。この訴訟の勝敗は第二義
 である。一に判官の良識に待つのみで
 ある。併し重要な公務員たりし者
 が、法廷で平気で嘘をつくなど、は容
 赦が出来ない。孟子の曰く「遁辞はそ
 の窮する所を知る」と。或は記憶の間
 違などいふならば、そんな記憶力減
 退の麗人は国家最大の銀行などの金を
 扱はしてはならぬ筈ではないか。追放
 者は兎角法務庁などを憚るが、僕は相
 手が法務庁であらうが何であらうが、
 僕の主張した憲法の規定を厳守するこ
 とを宣言する。

ふたつの海

荒 正 人

二月二十一日の夕刻、直江津に着い
 た。裏日本の、海沿ひの雪の町かと思つ
 てゐたのだつたが、路は乾いてをり、雪
 の姿は畑の隅などに僅かに名残りをとど
 めてゐるだけであつた。出迎えの青年に
 きくと、こんなに暖い冬は珍らしいとの
 ことだ。ぼくは人口一万五千といふ淋し
 い小さい町を歩いて、海沿ひの古い旅館
 に落ち着いた。客は一組か二組しかない
 らしい、海水沿ひにぐるひとたちも、それか
 ら、長野県から小學生が卒業するまへ、
 海をみにきて泊るのが、お客さんであ
 るといふことであつた。女中は、信州の
 方はそんなときでもやつて来ないと、一
 生海をみられないんですつて、と附け加
 へた。——海をみにくる、といふいひ方
 はちよつと意外であつた。ぼくは一昨日
 の夜上野で、長野經由米原行の列車に乗
 りこんだ。東京では海は普通はみえない
 けれども、しかし、品川や、相模灘
 や、それから房総半島や伊豆半島でみる
 広漠たる太平洋が身近かに存する感じ
 がある。いま海をみておかなければ、とい
 つた山国のひとたちの願ひはない。海は
 みたければいつでもみられる。
 その東京を真夜中の十二時十分まへに
 発つて、ひと寝入りしてうつらうつらと
 眼が覚めかかつたのは碓氷峠の途中であ
 つた。ここで関東平野は尽き、本州の屋
 根ともいふべき信州に這入るのである。
 朝の七時、ぼくは戸倉駅で、待つ人に会
 つた。千曲川を挟んで、雪をいただき、
 つたにも重りあふ山脈は、雪をいただき、
 雲におほわれ、雪をまたらにとどめてお
 る二月の冬山である。ぼくは、その日の
 午後長野市に着いたが、高原のうへに降
 り立つたといふ感じをつよくした。周り
 の雪山は陽の光に輝いてゐる。ぼくは東

京をはるばる離れてきた。といふ思ひを
 反芻しながら、本州の地形を地図のうへ
 ではなく、昨日から今日にかけての記憶
 の平板の上で思ひ泛べてみた。碓氷峠の
 彼方にひろがる関東平野の姿がはつきり
 と限に映るやうに思はれた。信州の高原
 のひろさも視覚をとほして測れるやうな
 気がした。むしろなまだ日本海にはでて
 ないのだから、本州の幅の半ばしか判つ
 てゐないわけである。だが、あと半分は
 どうにか見当がつくやうな気がした。二
 十一日午後、長野から高田を通つて、越
 後の国にでたのである。日本海がみえる。
 ぼくは、吹雪に暮れる北の海のかはりに
 臙月にかすむ、波の音の鈍いおだやかな
 直江津の海の渚にでてみた。すると南の
 海の記憶があざやかによみがへつてき
 た。本州がひとつの島であることがはつ
 きりと判つた。——或るとき、北海道の
 離れ島からやつてきたひとがこんなこと
 をいつた。ぼくの所では二階にあがるこ
 とぐるりいちめんに海がみえるんですよ、
 と。ながくのびてゐる本州の島ではどん
 な場合にもそんな経験は望むこともでき
 んのだが、しかし、ふたつの海を意識す
 ることはなにかいひやうもなく新鮮で、
 しかも、一抹の物佗びしい感じがする。



不時の災害に備えて……

日本火災海上

本社 東京都中央区日本橋通二丁目四番地
 電話日本橋(24)3391-3, 5101-7, 6394-8
 支店 全 國 各 地